

管理番号 No. _____

訪問看護契約書
重要事項説明書
個人情報利用同意書
(介護保険用)

利用者名 _____ 様

訪問看護ステーションはなちゃんち

令和7年8月7日現在

第1条（事業者（法人）の概要）

事業所名	合同会社メディカルケアベース
事業所の所在地	〒835-0011 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地-1
代表者(役職)・氏名	代表社員 松浦 賢治
設立年月日	令和6年11月18日
電話番号	070-5400-8787
FAX 番号	050-3488-6809

第2条（ご利用事業所の概要）

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーション はなちゃんち
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護・精神科訪問看護
事業所の所在地	〒835-0011 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地—1
訪問看護ステーションコード	ステーションコード 429, 008, 5
介護保険事業者番号	介護保険事業者番号 4064290085
管理者の氏名	白濱 好
電話番号	070-5400-8787
事業の実施地域	福岡県 みやま市・筑後市・柳川市・久留米市・大牟田市 ※その他地域はご相談下さい。

第3条（営業日時）

営業日	月曜日～金曜日（※土日、年末年始、お盆は休業）
営業時間	午前9：00から午後6：00まで営業
サービス提供時間	午前9：00から午後5：00まで

※ ご利用者の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※ 電話等により、24時間連絡対応が可能な体制をとっています。

第4条（サービス内容）

本サービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けられた内容に基づき提供します。

日常生活動作（ADL）の支援	リハビリテーションの支援	栄養・食事に関する支援
排泄に関する支援	精神的ケア・生活相談支援	服薬管理・服薬支援
家族への介護支援・相談	安全確認・環境整備	他の医療・介護・福祉機関との連携支援

第5条（契約の目的）

本契約は、利用者が要介護状態等となった場合において、可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復および療養生活の支援を行うことを目的とします。事業者が訪問看護サービスを提供し、利用者はその対価として介護保険法に基づく利用料を支払うものとします。

第6条（契約期間）

1. 本契約の契約期間は契約締結日から、利用者の終了意思を双方で確認できた日までとします。
ただし、第15条に定める契約終了事由が生じた場合には、その日をもって契約終了とします。
2. 利用者が契約満了日の14日前までに書面で契約終了の申し出をしない場合、契約は自動更新されます。
3. 事業者はやむを得ない理由がある場合、利用者に対して書面で通知し、この契約を終了することができます。

第7条（訪問看護計画の作成・変更）

1. 事業者は、主治医の指示書及びケアマネジャーの作成する居宅サービス計画に基づき、利用者の心身の状況や生活環境・希望を踏まえた訪問看護計画書を作成し、利用者または家族に十分説明にうえ文書による同意を得ます。
2. 訪問看護計画書は、少なくとも6か月ごとに利用者の状態を評価し、必要に応じて変更します。
利用者の状態や生活環境、希望に変化が生じた場合も、随時見直しを行い、変更内容について利用者または家族に説明し、同意を得ます。
3. 訪問看護計画の作成・変更にあたっては、主治医、ケアマネジャー、他のサービス事業者等と密に連携し、利用者に適切な看護サービスを提供できるよう努めます。

第8条（主治医との関係）

事業者は、主治医の指示に基づき訪問看護を提供し、必要に応じて主治医に報告を行います。

第9条（本事業所の職員体制）

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		看護師	1名			1名
事務職員			1名			1名
従事者	看護師		2名			2名
	准看護師		1名			1名
	その他					

第10条（身分証携行義務）

訪問看護サービスの従事者は、看護師又は准看護師の免許を有する者としてします。

常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第11条 （訪問看護・介護保険利用料金表） 一部抜粋 ※料金は令和6年度診療報酬改定に基づき算出

1. 料金に関しては、ケアマネジャーが作成するケアプランに基づき、算定されます。

（令和6年度の介護報酬改定に基づく「その他地域」の地域区分単価 **10円**（少数点以下切り捨て）で算出しております。）

（要介護1から5）	利用者負担				
	点数	総額	1割	2割	3割
訪問看護Ⅰ 1（20分未満）	314単位	3,140円	314円	628円	942円
訪問看護Ⅰ 2（30分未満）	471単位	4,710円	471円	942円	1,413円
訪問看護Ⅰ 3（30分以上60分未満）	823単位	8,230円	823円	1,646円	2,469円
訪問看護Ⅰ 4（60分以上90分未満）	1128単位	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
訪問看護Ⅰ 5（1回20分）リハビリ	294単位	2,940円	294円	588円	882円

※上記に関して准看護師が訪問する場合、上記金額の90%となります。

※夜間（18：00～22：00）または早朝（6：00～8：00）の訪問の場合 25%割増

※深夜（22：00～6：00）の訪問の場合 50%割増

※1日に2回を超えて予防訪問看護Ⅰ5を行った場合、1回につき×50/100を算定

※1日に2回を超えて訪問看護Ⅰ5を行った場合、1回につき×90/100を算定

（各種加算）	利用者負担				
	点数	総額	1割	2割	3割
特別管理加算Ⅰ	500単位	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ	250単位	2,500円	250円	500円	750円
複数名訪問看護加算 30分未満（＋看護師等）	254単位	2,540円	254円	508円	762円
複数名訪問看護加算 30分以上（＋看護師等）	402単位	4,020円	402円	804円	1,206円
長時間訪問看護加算（所要時間の通算が90分を超えた場合）	300単位	3,000円	300円	600円	900円
（各種加算）	利用者負担				
	点数	総額	1割	2割	3割
初回加算Ⅰ（退院日訪問を行った場合）	350単位	3,500円	350円	700円	1,050円
初回加算Ⅱ	300単位	3,000円	300円	600円	900円
退院時共同指導加算	600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円
緊急時訪問看護加算Ⅰ	600単位	6,000円	600円	1,200円	1,800円
ターミナルケア加算	2500単位	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円

※介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本料金の1割～3割です。ただし、保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。また、公費負担医療制度が適用の場合は、その制度に応じた自己負担額となります。

※24時間対応体制加算は、契約時にご希望があれば適応となります。

2. 訪問看護サービスの利用にあたっては、主治医に訪問看護指示書を交付していただく必要があります。
指示期間は主治医により定められます。期間経過前に看護師から主治医に対し期間経過後の指示書の交付依頼を行います。
※訪問看護指示書代金は利用者の負担となります。健康保険証の負担割合に応じて異なります。病院によって異なる場合もありますので病院窓口でご確認が必要です。
3. サービス提供にあたっては、介護保険証、医療保険証や医療受給者証を確認させていただきます。
(以降毎月の確認が必要です。内容に変更が生じた場合も随時お知らせください。)
4. お支払いについて
 - ①利用者は、訪問看護サービスの料金を、利用料金表に基づき月ごとに事業者へ支払います。
 - ②事業者は、当月分の利用料金を明細付きで請求し、利用者は翌月末又は期日までに指定方法で支払います。
 - ③サービスに必要な医療物品等は利用者の準備となります。居宅で使用する水道・ガス・電気・電話などの費用は、利用者の負担となります。
5. サービスに使用した衛生用品は看護師による持ち帰りはできません。利用者で処分することとします。

第12条（料金の変更）

1. 事業者は、1か月前までに文書で通知することで、利用料金の変更（増額・減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金変更を承諾する場合、書面にて確認します。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業者に対し文書で通知することにより、契約を解約できます。

第13条（利用者の責任）

1. 利用者及びその家族は、訪問看護サービスを受けるにあたり、必要な情報を事業者に提供しなければなりません。
2. 利用者及びその家族は、事業者の指示に従い、訪問看護を円滑に進めるために協力するものとします。
訪問日時の遵守、適切なサービス環境の整備や衛生管理等に努めるものとします。

第14条（契約内容の見直し）

1. 事業者は、利用者の健康状態や生活状況に基づき、定期的に契約内容の見直しを行い、その内容を利用者と共有します。
2. 契約内容の変更が必要と認められる場合、事業者は事前に利用者に説明し、同意を得た後変更を実施します。

第15条（契約の終了）

1. 契約は、次のいずれかに該当する場合に終了します。
 - ① 利用者またはその代理人から、契約終了の希望が文書で申し出られたとき
 - ② 事業者が、以下の理由により、利用者やご家族に事前にご説明のうえ、文書で通知して契約を終了するとき
 - ③ 利用者が亡くなられたとき
 - ④ 利用者が長期入院、施設入所、または遠方への転居などにより、訪問看護のご利用が難しくなったとき
 - ⑤ 災害その他やむを得ない事情により、サービスの継続が困難になったとき

2. 前項第1項②に関して、事業者が契約終了を申し出る具体的な理由は、次のとおりです。

- ① 利用者やご家族による、訪問看護の提供を著しく妨げる言動（暴力、暴言、強いハラスメントなど）が度重なった場合
- ② 利用者宅の衛生状態や安全確保が著しく難しくなり、スタッフの健康や安全に影響が生じるおそれがある場合
- ③ 訪問看護の内容や方針に関して、事実と異なる情報が繰り返し伝えられ、サービスの適正な提供に支障が出た場合
- ④ 医師の指示や必要な医療対応に従わないことにより、ご本人または周囲の方の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合
- ⑤ その他、事業者が訪問看護を適切に提供することが極めて困難であると合理的に判断した場合
- ⑥ ご利用料金のお支払いが滞った場合

第16条（キャンセルポリシーについて）

1. 訪問予定日の前営業日の営業時間までに、利用者またはその代理人からキャンセルのご連絡をいただいた場合、キャンセル料は発生しません。
2. 当日のキャンセル、もしくは無断キャンセルの場合は、訪問予定だったサービスにかかる費用の全額をキャンセル料としてご負担いただきます。
3. ただし、急な体調不良や災害、交通機関の遅延など、やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料を免除することがあります。事情が発生した際は、できるだけ早めにご連絡をお願いします。

第17条（緊急時の対応）

訪問看護は医療的管理のもとに行われますが、利用者の状態や環境等により、効果が限定的である場合や、病状の急変・悪化等が生じる可能性があることを十分に理解しておくものとします。

1. 事業者は、訪問看護のサービスを提供しているときに、利用者の病状に急変が生じた場合、またはその他必要な場合は、速やかに主治医または家族へ連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。
2. サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族等へ連絡をいたします。

主治医	病院名	
	主治医名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

第18条（サービスに関する相談・苦情対応）

事業者は、利用者およびその家族からの相談・苦情などに対応する窓口を設置し、事業者が提供した訪問看護のサービスに関する利用者の要望・苦情などに対し、迅速かつ誠実に対応を行います。

1. 当社お客さま相談・苦情担当

担当責任者 上野 美香 電話番号：070-5020-5437

窓口開設時間 午前9時から午後6時まで

事業所連絡先：070-5400-8787

2. その他、当社以外に区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口

電話番号 092-642-7859 FAX 番号 092-642-7856

第19条（利用者の権利）

1. 利用者は、以下の権利を有します。

- ①サービスの選択・決定を自己の意思で行い、提供内容や実施時間に関する十分な説明を受け、質問・確認すること。
- ②必要に応じ、主治医の指示書や関連機関からの情報提供を受けた上で、サービスを利用すること。
- ③サービスの質に関して期待し、意見や評価を行うこと。
- ④サービス提供にあたり、プライバシーや個人情報の適切な保護を受けること。

第20条（利用者の義務）

1. 利用者は、訪問看護サービスを利用する際、必要な情報を正確に提供する義務があります。
2. 利用者は、当サービスに関する契約内容を理解し、適切な方法でサービスの利用を行う義務があります。
3. 利用者は、訪問看護ステーションのスタッフに対し、礼儀正しく、協力的な態度で接する義務があります。
4. 利用者は、サービス提供に際して発生する費用を期日通りに支払う義務があります。

第21条（個人情報の取り扱いについて）

1. 事業者は、ご利用者へのサービスを実施するにあたり、関連する医療機関、自治体等の公的機関、ご家族等に対して、必要な範囲で個人情報を提供することがあります。例えば、主治医や関連機関に毎月「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」等の提出があります。
2. 事業者は、主治医から「訪問看護指示書」の交付を受けるほか、サービス提供に必要な情報をその他関連機関から提供されることがあります。
3. 医療保険制度においては、地域の保健・福祉サービス機関との連携を図るため、ご利用者またはその代理人の同意を得た上で、関係する市町村に「訪問看護情報提供書」を提出することがあります。記録した書類は事業所にて5年間保管いたします。
4. 利用者の状態を適切に把握し記録するため、患部や皮膚状態の写真を撮ることがあります。情報共有のため医師や関係者に報告する場合もございます。（適正に保管・管理いたします）

第22条（秘密保持）

1. 事業者および事業者に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。職員が退職した後も同様とします。この守秘義務は契約終了後も継続されます。
2. 利用者は、利用者およびその家族の有する問題や、解決すべき課題などについて話し合うためのサービス担当者会議等において、利用者およびその家族の個人情報を共有するために用いることを、本契約をもって同意したとみなします。

第23条（賠償責任）

1. 事業者は、訪問看護のサービス提供にともない、事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、利用者に対してその損害を賠償します。ただし、事業者に故意・過失がない場合はこの限りではありません。
なお、事業者は万が一に備え、損害賠償責任保険に加入しています。
2. 第1項の場合において、利用者の重過失によって当該事故が発生した場合は、事業者が負う損害賠償額は減額されます。

第24条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第25条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者および事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

訪問看護の開始にあたり、利用者に対し本書面に基づき重要な事項を説明しました。

契約締結日	令和 年 月 日	説明担当者	印
-------	-------------------	-------	---

事業者	所在地	〒830-0038 福岡県みやま市瀬高町松田 166 番地―1	
	事業者名	合同会社メディカルケアベース（訪問看護ステーションはなちゃんち）	
	代表社員	松浦 賢治	印

訪問看護の契約にあたり、事業所から重要事項説明書の内容について説明を受け、理解したうえで
同意・契約します。

個人情報使用の同意について	☐ 同意します	☐ 同意しません
複数名訪問について	☐ 同意します	☐ 同意しません
緊急時訪問看護加算について（月1回）	☐ 同意します	☐ 同意しません
ターミナルケア加算について	☐ 同意します	☐ 同意しません

【利用者】

氏名（自署）	印
ご住所	
電話番号	（ ）
ご家族氏名（自署）	印 （続柄： ）

署名代行者【代理人】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行致します。

